

事務連絡
平成31年2月25日

各国立大学法人 総務担当課 御中
各大学共同利用機関法人

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課
文部科学省研究振興局学術機関課

国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を
取得する場合の取扱いについて

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下、「国立大学法人等」という。）が国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号。以下、「政令」という。）第3条において定める特定大学技術移転事業を実施する者（「承認 TLO」）、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条において定める認定特定研究成果活用支援事業計画に従って特定研究成果活用支援事業を実施する認定特定研究成果活用支援事業者（「認定 VC」）及び政令第24条各号に掲げる事業を実施する者以外の株式及び新株予約権（以下、「株式等」という。）を取得することについて、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下、「国大法」という。）は直接言及しておらず、これまで「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて（通知）」（29文科高第410号。平成29年8月1日付文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知。以下、「平成29年通知」という。）において、その取扱いについて示してきたところです（参考資料1をご参照ください）。

このたび、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下、「科技イノベ活性化法」という。）が平成31年1月に改正され、同法第34条の4第2項において、大学等が、その研究開発の成果の普及及び活用の促進を図るために適当と認めるときは、「大学等の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者」（同条第1項において「成果活用事業者」と規定される。以下、「法人発ベンチャー」という。）に対し、当該大学等の有する知的財産権の移転、設定又は許諾、技術的な指導又は助言、その保有する施設又は設備の貸付けその他の研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うよう努めることとされました。また、同条第3項において、そのような法人発ベンチャーに対する支援に当たっては、法人発ベンチャーの資力その他の事情を勘案し、特に必要と認める場合には、その支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めること等の措置をとることができることと定めています。加えて、同法第34条の5には、国立大学法人等が法人発ベンチャーに対してそうした措置をとる場合において、当該法人発ベンチャーの発行した株式等を取得及び保有すること

が可能であることが定められています（参考資料2をご参照ください）。その上で、科技イノベ活性化法の成立を受けた株式等の取得及び保有を行う際に留意すべき点として、平成31年1月29日付で「研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン」（平成31年1月17日付内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）・文部科学省科学技術・学術政策局。以下、「ガイドライン」という。）がとりまとめられました（参考資料3をご参照ください）。

これを受けて、今後は、科技イノベ活性化法に係る法人発ベンチャーの株式等の取得及び保有の扱いについては、平成29年通知にかかわらず、科技イノベ活性化法及びガイドラインにより取扱うこととして差し支えありませんので、その旨ご連絡いたします。

各国立大学法人等におかれましては、その取扱いにつき遺漏の無いようお願いいたします。

- 参考資料1 国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて（通知）
- 参考資料2 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）
- 参考資料3 研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン

【本件連絡先】

（国立大学法人について）

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課法規係

電話：03-6734-3760

メールアドレス：hojinka@mext.go.jp

（大学共同利用機関法人について）

文部科学省研究振興局学術機関課企画指導係

電話：03-6734-4169

メールアドレス：gakkikan@mext.go.jp



参考資料 1

29 文科高第 410 号
平成 29 年 8 月 1 日

各 国 立 大 学 法 人 学 長 殿
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 長
義 本 博 司

(印影印刷)

文 部 科 学 省 研 究 振 興 局 長
関 靖 直

(印影印刷)

公印省略

国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を
取得する場合の取扱いについて（通知）

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項第 6 号及び第 29 条第 1 項第 5 号により、国立大学法人法施行令（平成 15 年政令第 478 号。以下「政令」という。）第 3 条において定める特定大学技術移転事業を実施する者（以下「承認 TLO」という。）に対し、又は、法第 22 条第 1 項第 7 号及び第 29 条第 1 項第 6 号により、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 22 条において定める認定特定研究成果活用支援事業計画に従って特定研究成果活用支援事業を実施する認定特定研究成果活用支援事業者（以下「認定 VC」という。）に対し、出資し株式を取得することが認められています。また、法第 34 条の 4 第 1 項の規定により指定された指定国立大学法人においては、法第 34 条の 5 第 1 項の規定により、政令第 24 条各号に掲げる事業を実施する者に対し出資し株式を取得することが認められています。

国立大学法人等が承認 TLO、認定 VC 及び政令第 24 条各号に掲げる事業を実施する者以外の株式を取得することについて、法は直接言及しておらず、これまで「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて」（16 文科高第 1012 号平成 17 年 3 月 29 日付文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知）、「国立大学法人等が寄附及びライセンス対価として新株予約権を

取得する場合の取扱いについて」（20文科高第260号平成20年7月8日付文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知）及び「国立大学法人等が寄附により取得した株式の取扱いについて」（平成20年3月28日付文部科学省高等教育局国立大学法人支援課・研究振興局研究環境・産業連携課事務連絡）（以下「3通知等」という。）において、一定の条件のもと、寄附及びライセンス（特許等の譲渡又は実施権の設定等をいう。以下同じ。）の対価により株式を取得することが可能であることをお示ししてきたところです。

一方、平成29年6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017 - Society5.0の実現に向けた改革-」において、「大学等がベンチャーを支援する場合、コンサル料・施設利用料としても新株予約権を取得可能とし、新株予約権を行使して取得した株式も、当該株式公開後も、一定の期間、保有することを許容」することが「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」のために新たに講ずべき具体的施策として示されました。また、「国立大学法人等が実施することのできる「収益を伴う事業」の考え方について」（平成28年3月31日付文部科学省高等教育局国立大学法人支援課・研究振興局学術機関課事務連絡。以下「平成28年事務連絡」という。）において、国立大学法人等は法第22条第1項各号又は法第29条第1項各号の範囲内の業務を行う中で、適当な対価を取得することが可能であることを示したところですが、大学発ベンチャー企業を支援する施策の一環として、その対価を株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）で取得することも必要であると考えており、このような場合の取扱いについての整理が必要となっています。さらに、国立大学法人等が自らの強み・特色を生かした機能強化を進めていくなかで、その経営を支える財務基盤の強化が一層重要となってくることも踏まえ、国立大学法人等が取得した株式を保有し、売却することについて、法の趣旨にも照らしながら、改めてその取扱いについて明確化する必要があります。

このため、別添のとおり、国立大学法人等が株式等を取得する場合の取扱い等について、新たに取りまとめましたので、各国立大学法人等におかれましては、その取扱いにつき遺漏の無いようお願いいたします。

なお、本通知をもって、3通知等は廃止いたします。

【提出先・問い合わせ先】

（国立大学法人について）

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課法規係

電話：03-6734-3760

メールアドレス：hojinka@mext.go.jp

（大学共同利用機関法人について）

文部科学省研究振興局学術機関課企画指導係

電話：03-6734-4169

メールアドレス：gakkikan@mext.go.jp

国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を
取得する場合の取扱いについて

1. 国立大学法人等における株式等取得の取扱い

国立大学法人等は、基本的には公的資金によって運営される法人であることから、国民のニーズに対応しない業務が自己増殖的に増えることを防止するため、法に出資業務に関する根拠規定がある場合以外は出資により株式を取得することはできない。

また、国立大学法人等は、法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条に規定する業務上の余裕金の運用、及び、法第34条の3第2項に規定する業務上の余裕金の運用の方法として、株式を取得することは認められていない（※1）。

※1 国立大学法人等が法第34条の3第2項第3号に規定する金銭信託の方法により業務上の余裕金の運用を行うにあたり、国立大学法人等が同号ロ及び政令第23条で定める投資判断の全部を一任する投資一任契約を締結した場合には、信託会社（信託業法（平成16年法律第154号）第3条又は第53条第1項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関が株式に投資することは可能。

他方、上記以外の手法により、国立大学法人等が株式等を取得することについては必ずしも法律において定めがないものの、安定的な業務運営が確保されることを前提としつつ、以下のような手法により株式等を取得することについては法的に可能と解される。

(1) 寄附により株式等を取得する場合

国立大学法人等が寄附により株式等を取得することについては法律において直接には禁止されておらず、また、寄附により株式を受け入れられないことは法人として得べき利益の放棄につながることから、寄附目的が、国立大学法人等の業務に資する場合で、寄附条件が国立大学法人等の業務を不当に拘束することがない場合には、寄附者の意向を尊重して株式等を受け入れることは法的に可能と解されること。

なお、国立大学法人等が株式の保有にあたり総株数の過半の比率を占めることのないよう留意が必要であること。

(2) 国立大学法人等が実施する「収益を伴う事業」の対価として現金に代えて株式等
を取得する場合

平成28年事務連絡（参考資料参照。）においても示した通り、国立大学法人等は、法第22条第1項各号又は法第29条第1項各号に規定される業務と離れて、収益を目的とした別の業務を行うことはできないが、同項各号の範囲内の業務を行う中で、受益者に対し費用の負担を求め、結果として、収益を伴うことまでは否定されていない。

その対価として現金に代えて株式等を受け入れざるを得ないような場合には、株式等
を取得することは法的に可能と解されること。

ただし、国立大学法人等においてその取得を慎重に判断した上で実施するものである

ことに留意すること。また、この取扱いは、当該対価を現金により支払うことが困難な大学発ベンチャー企業等を対象として想定しているものであり、株式公開企業等の現金による支払が可能な企業について、現金に代えて株式等を取得することは法の趣旨に照らし妥当な取扱いとは解されないこと。

(想定される対価の例)

- ・ 国立大学法人等の教育研究活動に支障のない範囲内において、一時的に、国立大学法人等の施設を使用させる対価
- ・ 国立大学法人等の教育研究活動の成果を活用し、技術相談業務、技術顧問業務、法律相談業務等、技術的な支援を行い、得る対価 など

※取得した新株予約権の会計処理について

1. (1) 又は (2) の対価として新株予約権を取得した場合の会計処理については、国立大学法人会計基準に特段の規定がないため、公正妥当な企業会計の基準に準拠することとなること。その際、取得した新株予約権の時価が把握できる場合には、時価評価し資産計上するとともに同額を収益計上することとなり、当該新株予約権の時価が把握できない場合には、(2) の「収益を伴う事業」の対価に見合う額を参考にすることとなること。ただし、時価及び当該対価に見合う額のいずれも把握できない場合には、備忘価額にて資産計上することとなること。

2. 新株予約権の権利行使を行う場合

(1) 新株予約権の権利行使について

国立大学法人等が、1. (1) の寄附又は1. (2) の対価として取得した新株予約権を権利行使する過程において、当該新株予約権の権利行使を行って株式を取得することは、法第35条において準用する独立行政法人通則法第47条における業務上の余裕金の運用制限の対象とはならないため、可能であると解されること。

(2) 新株予約権の権利行使に要する経費について

新株予約権の権利行使に要する経費は、当該新株予約権の現金化の過程における必要経費の支出であって、業務上の余裕金の運用制限の対象とはならないものであるため、当該所要額の支出は可能であること。

また、この場合における当該所要額の支出については、3. (2) ②の通り、議決権の行使など株主として株主発行元の会社の経営に参加する権利（経営参加権）などいわゆる共益権の行使を前提とするものではないため、法第22条第1項第6号、第7号、第29条第1項第5号、第6号及び第34条の5第1項に規定する出資に相当するものではないと解されること。

(3) 新株予約権の権利行使の際の会計処理について

新株予約権の権利行使による株式取得時の会計処理について、当該株式は有価証券の取得として処理され、当該株式の取得価額は、新株予約権の計上額及び権利行使時にお

ける払込額の合計額となること。

また、当該株式の売却時の会計処理については、有価証券の売却として処理され、取得価額と売却価額との差額が売却損益となるが、当該取引に係る損益は、通常の有価証券の売却損益とは意味合いが異なるため、1.(2)の「収益を伴う事業」の対価としての損益であること等、必要事項を注記などにより明らかにする必要があること。

なお、1.における「※取得した新株予約権の会計処理について」の処理も含め、これらの会計処理については、事前に会計監査人と協議されたい。

3. 株式取得後の留意点

1.(1)の寄附及び1.(2)の「収益を伴う事業」の対価として株式を取得した場合並びに2.の新株予約権の権利行使により株式を取得した場合、その取得後において以下の点に留意する必要があること。

(1) 株式保有上の留意点

①株式の取得後、特段の事情なく保有し続けることは、余裕金の運用が制限されている法の趣旨にかんがみ適切でないことから、換金可能な状態になり次第速やかに売却することが求められること。

②①における「特段の事情」としては、例として次に掲げる事情があげられ、この場合には必要な期間保有し続けることができるものであること。ただし、国立大学法人等の業務が、法第22条第1項各号及び第29条第1項各号に規定する業務の範囲に限定され、公益性があるものであることにかんがみ、当該株式の保有により得た配当金等を原資として実施する行為も、当然に、当該国立大学法人等の業務の遂行の範囲内である必要があること。また、一定の期間の保有により、当該株式の価額が結果として下落する可能性があることも十分留意した上で国立大学法人等においてその保有を判断すること。

ア 寄附により取得した株式について、その配当金等を原資として寄附目的の遂行に充てることを想定したものであるなど、国立大学法人等が一定の期間において株式を保有することが寄附目的である場合(※2)

イ 「収益を伴う事業」の対価として取得した株式について、換金可能な状態になった時点では、当該株式の価額が当該「収益を伴う事業」の対価に見合わないとき国立大学法人等が判断した場合

ウ 取得した大学発ベンチャー企業等の株式が上場された際、一斉かつ大量に売却することで当該株式の急激な価値の下落を招く恐れがある場合

③②の「特段の事情」にあたるとして株式を保有し続ける際には、国立大学法人等の業務の公益性にかんがみ、学内の規則等一定のルールに基づき、しかるべき責任体制の下で、適切に管理されているなどの適正性の確保が必要であること。特に、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第166条におけるインサイダー取引規制に違反しないよう、留意すること。

④各事業年度末における株式の保有状況については、財務諸表の附属明細書において情報開示することとされており、特定の株式を相当期間に亘って保有している場合、その意図がなくとも相当の関係があるものと見なされかねないことに留意した上で、その保有の正当な理由についての説明責任が担保されているなど透明性及び公正性の確保が必要であること。

⑤上記①から④までについては、取得した株式が未公開株である場合も同様の考え方であること。

※2 ただし、予め寄附者との合意がある場合には、国立大学法人等は、当該寄附目的が終了していない場合においても、その達成状況に配慮しつつ、当該株式の全部又は一部を売却することができる。

(2) 株主としての権利行使上の留意点

①配当の形で利益の分配を受ける権利（利益配当請求権）及び経営破たんなど会社が解散しなければならなくなった場合に、精算後の残余財産を受ける権利（残余財産分配請求権）などのいわゆる自益権を行使することは、特段の制約はないこと。

②議決権の行使など株主として株式発行元の会社の経営に参加する権利（経営参加権）などのいわゆる共益権を行使することは、国立大学法人等の業務の範囲を超えるものであり、原則認められないこと（※3）。

※3 しかし、当該企業等の経営再建方法等について株主としての意思表示をしなければ当該企業等の存続に重大な悪影響を及ぼし、かつ国立大学法人等の研究成果の普及等の観点から当該企業等の存続が必要不可欠と考えられるような場合には、経営参加権を行使せざるを得ないことも想定され、このような例外的かつ緊急避難的な場合に限り必要最小限の範囲で経営参加権を行使することはやむを得ないものと考えられること。

以上

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「研究開発」とは、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。第十五条の二第一項及び第四十九条を除き、以下同じ。）に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発をいう。

(産学官連携の促進)

第三十四条の二 研究開発法人及び大学等は、民間事業者におけるイノベーションの創出を効果的に行うためには研究開発法人及び大学等がその研究開発能力を最大限に発揮して積極的に協力することが重要であるとともに、このような協力を行うことがその研究開発能力の強化に資することに鑑み、産学官連携を組織的に推進するために必要な体制の整備、仕組みの構築、民間事業者に対する情報の提供その他の取組を行うよう努めるものとする。

- 2 国は、研究開発法人及び大学等による前項の取組への支援その他の産学官連携を促進するために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 民間事業者は、研究開発法人又は大学等と産学官連携を行う場合には、研究開発の成果の取扱い、人事交流、資金の負担等に関し、当該研究開発法人又は大学等の研究開発能力の維持及び向上に寄与することに配慮するよう努めるものとする。
- 4 研究開発法人、大学等及び民間事業者は、産学官連携を行うに当たり、知的財産の保護並びに個人及び法人に係る情報の適切な管理に努めるものとする。

(共同して研究開発等を行う場合等における経費についての負担)

第三十四条の三 研究開発法人及び大学等は、民間事業者と共同して又はその委託を受けて研究開発等を行う場合には、当該民間事業者との合意に基づき、当該研究開発等に従事する者の人件費、当該研究開発等に係る施設及び設備の維持管理等に必要な経費その他の直接経費及び間接経費のほか、産学官連携に係る活動の充実強化に必要な経費についても、その負担を求めることができる。

(成果活用事業者への支援)

第三十四条の四 国は、研究開発法人又は大学等の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（以下「成果活用事業者」という。）による当該研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又はその行う事業の成長発展を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人及び大学等は、その研究開発の成果の普及及び活用の促進を図るために
適当と認めるときは、当該研究開発法人又は当該大学等の研究開発の成果に係る成果活用
事業者が円滑に新たな事業を創出し、又はその行う事業の成長発展を図ることができるよ
う、当該研究開発法人及び大学等の有する知的財産権の移転、設定又は許諾、技術的な指
導又は助言、その保有する施設又は設備の貸付けその他の研究開発の成果の普及及び活用
の促進に必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 研究開発法人及び国立大学法人等（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）
第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次条において同じ。）は、前項に規定す
る支援を行うに当たっては、成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認
める場合には、その支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めること等
の措置をとることができる。

（研究開発法人及び国立大学法人等による株式又は新株予約権の取得及び保有）

第三十四条の五 研究開発法人及び国立大学法人等は、成果活用事業者に対し前条第三項
の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得す
ることができる。

2 研究開発法人及び国立大学法人等は、前項の規定により取得した株式又は新株予約権
（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有することができる。

写

参考資料3

30 文科科第 593 号

平成 31 年 1 月 29 日

独立行政法人国立科学博物館長
独立行政法人日本学術振興会理事長
各文部科学省関係国立研究開発法人の長
各 国 立 大 学 法 人 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 長
各大学共同利用機関法人の長

殿

文部科学省科学技術・学術政策局長

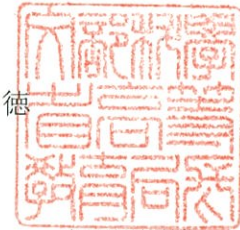
松 尾 泰 樹



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳



(印影印刷)

文部科学省研究振興局長

磯 谷 桂 介



(印影印刷)

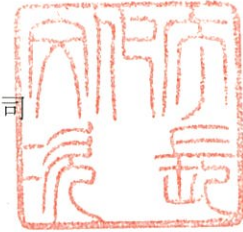
文部科学省研究開発局長

佐 伯 浩 治



(印影印刷)

文 化 庁 次 長
中 岡



(印影印刷)

「研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン」及び「研究開発法人による出資等に係るガイドライン」について（通知）

研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 2 条第 9 項に規定する法人をいう。以下同じ。）、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に規定する法人をいう。）（以下「研究開発法人及び国立大学法人等」という。）については、法第 34 条の 4 及び第 34 条の 5 において、法人発ベンチャーへの支援の際に一定の条件下で株式又は新株予約権を取得及び保有することが可能であると定められています。

また、同様の観点から、研究開発法人は法第 34 条の 6 及び別表第 3 に基づき、当該法人の研究開発の成果を活用した事業を行う法人発ベンチャー等に対して出資並びに人的及び技術的援助を行うことが認められています。

これらの業務等を実施するにあたり、留意すべき点として、「研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン」を別紙 1 に、「研究開発法人による出資等に係るガイドライン」を別紙 2 に、研究開発法人による出資等業務のうち出資先及び出資形態を別紙 3 にまとめましたので、各法人内関係部局へ周知して頂くとともに、適切な運用に遺漏のないようお取り計らい願います。

別紙 1：「研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン」

別紙 2：「研究開発法人による出資等に係るガイドライン」

別紙 3：各研究開発法人の出資先及び出資形態

別紙 1 のみ添付

【連絡先】

文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課
評価・研究開発法人支援室 中村，瀬尾
電話：03-5253-4111（内線 3856）
03-6734-4007（直通）

研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う
株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン

平成 31 年 1 月 17 日

内閣府 政策統括官(科学技術・イノベーション担当)
文部科学省 科学技術・学術政策局

研究開発法人(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号。以下「法」という。))第 2 条第 9 項に規定する法人をいう。以下同じ。)、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人(以下「研究開発法人及び国立大学法人等」という。))については、イノベーション創出等の観点から、今般、法改正により、法人発ベンチャー(法第 34 条の 4 第 1 項に規定する成果活用事業者をいう。以下同じ。)への支援¹に努めるとともに、一定の条件下で株式又は新株予約権(以下「株式等」という。)を取得及び保有(以下「株式の取得等」という。)することができる旨が法第 34 条の 4 及び第 34 条の 5 に規定されたところである。

このため、研究開発法人及び国立大学法人等として、業務・財務の健全性を維持しつつ、今般の法改正の趣旨に則って株式の取得等を適切に実施する観点から、株式の取得等に係る基本的な考え方を示したガイドラインを次のとおり定める。

研究開発法人及び国立大学法人等の所管府省(以下「所管府省」という。)におかれては、本ガイドラインに基づき、所管法人による株式の取得等の適切な実施に万全を期していただきたい(注)。

(注) 本ガイドラインは、株式の取得等に係る考え方や留意事項等を示したものである。したがって、所管府省におかれては、所管の研究開発法人及び国立大学法人等の業容等に応じた対応が求められるところである。

¹ 研究開発法人及び国立大学法人等が有する知的財産権の移転、設定又は許諾、技術的な指導又は助言、その保有する施設又は設備の貸付けその他の研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援(法第 34 条の 4 第 2 項)を指す。

I. 法人発ベンチャーへの支援に伴う株式の取得等に関する考え方

技術が加速度的に進展し、産業界、大学、研究機関等の役割分担が根本的に変化している中で、企業が従来のように一者単独でビジネスや技術の社会実装を行うことが困難になっている。そのような状況の下、優れた技術や着想を有し、スピード感を持って新たに価値の創造を目指す研究開発型ベンチャーとの連携を研究開発法人及び国立大学法人等が図ることは、社会実装に向けた有効な手段であると考えられる。そのため、研究開発型ベンチャーをより一層生み出しやすい環境を整備し、研究開発法人及び国立大学法人等との連携を促すことは、イノベーションを喚起する上で極めて重要である。

このような背景の下、今般の法改正により、法第34条の4第2項において、研究開発法人及び国立大学法人等が法人発ベンチャーへの支援に努める旨定められた。そのうえで、同条第3項において、特に必要と認める場合には、当該支援を無償等とし得ること、第34条の5において、その際は、株式等の取得や保有を行うことが可能であることが規定された。

これらは、研究開発法人及び国立大学法人等が法人発ベンチャーを支援するにあたり、現金支払いを受けることが基本であるものの、資力は弱いが有望な法人発ベンチャーに対する育成支援のための措置として用意されたものである。すなわち、このような法人発ベンチャーの資力その他の事情を勘案し、特に必要と認める場合には、法人発ベンチャーからの求めに応じて株式等を受け取ることで、知的財産のライセンス、施設・設備の提供、技術指導等の必要な支援を行うことができるようにするものである。

これにより、法人発ベンチャーは、当面の事業活動のための現金を確保しつつ大学や研究開発法人から必要なサービスを受けることで事業の発展に取り組みやすくなり、研究成果の社会実装の進展が期待される。また、研究開発法人及び国立大学法人等にとっては、法人発ベンチャーの事業が発展した場合に、結果として株式等の売却益による収入の拡大が期待される。

一方で、研究開発法人及び国立大学法人等が、業務・財務の健全性を維持しつつ、株式の取得等についても法改正の趣旨に則って適切に運営していくためには、その実施に当たって留意すべき事項等、研究開発法人及び国立大学法人等において対応すべき事項について定めることが必要であり、本ガイドラインを定めることとした。

本ガイドラインに沿って、株式の取得等に係る適切性を保ちながら、研究開発法人及び国立大学法人等の研究開発の成果をより多く社会・経済に還元するとともに、民間資金の導入を飛躍的に向上させ、研究開発法人及び国立大学法人等を中核とする知識・資金の好循環を実現することが期待される。

II. 法人発ベンチャーへの支援に伴う株式の取得等に関する基本事項

1. 対象となる法人発ベンチャー

法第 34 条の 4 及び第 34 条の 5 は、研究開発法人及び国立大学法人等が支援に伴い株式等を取得することができる場合を、法人発ベンチャーの資力その他の事情を勘案し、特に必要な場合としている。すなわち、支援を行う研究開発法人又は国立大学法人等の研究成果を活用した事業の有望性が高い法人発ベンチャーであって、当該研究開発法人及び国立大学法人等による支援に対し、現金による支払を免除又は軽減することが当該ベンチャーの経営の加速のために特に必要と考えられる場合が対象となる。

2. 株式の取得等における留意点

研究開発法人及び国立大学法人等は、株式等の取得を適切に実施するため、以下の措置を講じる必要がある。法人発ベンチャーの支援に係る専門性と客観性・公平性等を担保するための体制を確保していくことが重要であり、支援の内容（知的財産の移転・設定又は許諾、施設・設備の提供、技術指導等）を明確化し、必要に応じて公表することが求められる。また、所要の組織体制や規程等を整備することが望ましい。

① 株式等の取得に係る手続き等

研究開発法人及び国立大学法人等は、法人発ベンチャーに対し、法人発ベンチャーの資力その他の事情に応じた支援を行うことができること、及びそうした支援プログラムの基本的事項（対象資産、支援対象の条件、株式取得・議決権行使の方針等）について適切に周知・公表することが重要である。また、法人発ベンチャーから株式等を提供したい旨の意向が示された場合、研究開発法人及び国立大学法人等は、株式等の価値を公正かつ客観的に評価できるよう、必要に応じて、株式等の取扱いに係る経験等を有する外部専門家の意見を活用しつつ、法人発ベンチャーとの合意の上で取得する株数等を決定する必要がある。

② 適切な管理

研究開発法人及び国立大学法人等は、法第 34 条の 5 第 2 項の規定に基づき、法人発ベンチャーから取得した株式等を保有することができることとなるが、関係法令には保有期限等は定められていない。こうした中、株式等の管理・売却等に係る対応については、研究開発法人及び国立大学法

人等が、法改正の趣旨に則って適切に対応することが求められるため、組織体制及び規程等を整備しておくことが望ましい。

法人発ベンチャーからの株式等の取得は、研究開発法人及び国立大学法人等の研究成果を普及させるために法人発ベンチャーを支援する措置であり、売却益を得ることが主たる目的ではないものの、法人としての財務の健全性の確保が求められる。このため、研究開発法人及び国立大学法人等は株式等を効果的に活用できるよう管理担当者及び担当部署を指定又は設置し、その定期的な評価等適切に管理を行うものとする。また、その売却に当たっては、効果的かつ公正な判断を行えるよう、必要に応じて、株式等の取扱いに係る経験等を有する外部専門家の意見を活用することが重要である。

③ 関係規定等の遵守

研究開発法人及び国立大学法人等とこれらが株式等を保有する法人発ベンチャーとの関係については、独立行政法人通則法（国立大学法人については、国立大学法人法。）並びに「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（国立大学法人については、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書。公立大学法人については、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」。）等が適用されることになるため、研究開発法人及び国立大学法人等においては、これらの規定等に反することが無いよう適切に対応することが求められる。

例えば、独立行政法人通則法第 50 条の 4（国立大学法人については、国立大学法人法第 35 条。）の規定により、「密接関係法人等」に対する役員又は職員等の再就職の斡旋等規制が設けられている。また、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」等においては、「特定関連会社」等との契約・取引の状況について公表が求められている。これらの他、研究開発法人及び国立大学法人等は、会社法による株式引受人の権利・責任に関する規定や金融商品取引法による会社関係者のインサイダー取引規制に関する規定など関係規定等の遵守に万全を期す必要がある。

また、研究開発法人及び国立大学法人等は、株式等を保有する法人発ベンチャーの経営体制や株主構成に反社会的勢力などとの関係が認められないことを確認する必要がある。

④ 情報の管理・公開

研究開発法人及び国立大学法人等は、必要な場合に社会的な説明責任を果たせるよう、案件毎に株式等を取得するとの判断に至った経緯及び理由、

取得株数の考え方等を記録し、保持する必要がある。

また、所管府省に対して適時適切な報告を行うとともに、企業秘密に配慮した上で、財務諸表、事業報告書、ウェブサイト等を通じた適時・適切な情報の公開を行う。

3. 新株予約権の取扱いにおける留意点

① 新株予約権の権利行使

研究開発法人及び国立大学法人等は、法第34条の5第2項に基づき、法人発ベンチャーから取得した新株予約権の権利を行使して株式を取得することができる。また、研究開発法人においては、権利行使に伴う支出について、法人の中期計画又は中長期計画に適切に位置付けておく必要がある。具体的には、中期計画又は中長期計画の予算、収支計画及び資金計画に、当該支出及びそれに係る財源を適切に反映する。また、当該財源が目的積立金又は前中（長）期目標期間繰越積立金である場合には、それぞれ中期計画又は中長期計画における剰余金の使途又は積立金の使途に適切に明記する。

② 新株予約権の権利行使による株式取得時の会計処理

新株予約権の権利行使による株式取得時の会計処理については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書及び「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に特段の定めが無い場合、公正妥当な企業会計の基準に準拠するとともに、会計監査人と事前に協議した上で適切に処理する必要がある。

③ 新株予約権の権利行使により取得した株式の取扱い

新株予約権の権利行使により取得した株式の取扱いについては、「2. 株式の取得等における留意点」における株式の取扱いと同様とする。